

水害・土砂の発生時・発生後に起こり得る
法律問題について、理解を深める一冊!



弁護士のための 水害・土砂災害対策QA

大規模災害から通常起こり得る災害まで

日本弁護士連合会災害復興支援委員会 [編著]

A5判/216頁 定価: 本体2,700円+税

Flood and Sediment Disaster Countermeasures
For Lawyers

弁護士のための
水害・土砂災害対策

QA

日本弁護士連合会
災害復興支援委員会 [編著]

大規模災害から
通常起こり得る災害まで

備えある
弁護士
になる!

台風から大規模土砂災害まで、
幅広いリスクに対応!
頻発する豪雨災害・土砂災害に
関連する法律問題を
わかりやすく解説!



第一法規

本書の特長

- ◆日弁連災害復興支援委員会に所属する豊富な
経験を持つ弁護士、及び実際に現地で活動した
弁護士による執筆!
- ◆台風から大規模土砂災害まで、幅広いリスクに
対応!
- ◆水害・土砂災害の発生時・発生後に起こり得る
法律問題について、理解を深める一冊!

『原子力のリスクと安全規制 —福島第一事故の“前と後”—』

『災害救助の運用と実務 平成26年版』も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

頻発する豪雨災害・土砂災害に関連する 法律問題をわかりやすくQ&Aで解説!



目次

第1部 災害現場における 住民からの相談例

- 1: 相隣関係
- 2: 不動産
- 3: 公的支援制度
- 4: 保険
- 5: ローン・リース
- 6: 危険負担
- 7: 借地・借家
- 8: その他

第2部 豪雨災害時における 被災者支援活動

- 1: 土砂災害への備えと警戒区域の指定
- 2: 土砂の撤去等の応急措置について
- 3: 相隣関係について
- 4: 罹災証明・義捐金・生活支援等について
- 5: 被災地における法律相談の実施について
- 6: 復興まちづくり支援・防災・都市計画について
- 7: 被災地弁護士の体制について
- 8: その他

第1部・2 不動産

Q04 2年前に中古住宅を購入しました。購入時、土砂災害警戒区域に指定されていましたが、その記載が重要事項説明書にはありませんでした。契約解除できるでしょうか。

A 土砂災害警戒区域に指定されていることは重要事項説明書に記載しなければいけません、当該記載がないことだけをもって契約を解除することは困難です。

解説

1 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知や警戒避難体制の整備などが行われます。指定要件や手続等は土砂災害防止法や同法施行令で定められています（土砂災害防止法7条、同法施行令2条等）。

また、重要事項説明とは、宅地建物の取引において、宅地建物取引業者（以下、「宅建業者」といいます。）が取引当事者に対して契約上重要な事項を説明することをいいます。その説明の内容を記載して当事者に交付する書面が重要事項説明書です。宅地建物取引士は、説明する重要事項をすべて書面に記載し、取引当事者にその書面（重要事項説明書）を交付しなければなりません。

者がいかなる事項について重要事項説明を行わなければなら

23

第1部：災害発生地で想定される住民からの 相談例を収録

第2部：平成26年広島市豪雨災害時の 対応ノウハウや現場弁護士からの 相談例などを収録

Q07 相談者は、半年という期限で、みなし仮設住宅に入所するという契約を結ばされたようです。半年後には出なければなりませんか。

A 生活再建の見通しが立っていないような場合には、行政の担当者に対し、個々の事情を説明し、入所期間の延長を求めてください。

解説

契約は、双方の合意に基づくものであり、半年という期限を定めたという契約内容は原則として有効です。しかし、災害時においてわずか半年で、生活を元通りに再建できる方は多くありません。

広島では、みなし仮設住宅の契約期限は半年とされましたが、広島弁護士会が会長声明を出し、行政に直接説明をした結果、みなし仮設住宅への入居期間の一律延長が認められました。

また、個別事情によっては行政による柔軟な対応が見込まれますので、担当者と相談し、生活再建のためにみなし仮設住宅への入居が必要であることを訴えるなど、粘り強い交渉が必要です。

この点、災害救助法によれば、都道府県知事は、当該災害により被害を受け、現に応急仮設住宅の許与を必要とする者に対して、応急仮設住宅の許与を行わなければなりません（同法2条、4条1号）。災害救助法上、みなし仮設住宅の適用期間は原則2年間です。自力再建で多額の金銭的負担を抱えることになるのは、被災者の再建を阻害するものであり、災害救助法の趣旨にも抵触することになりかねません。

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 弁護士災害QA

検索

CLICK!